

2025年度「被扶養者資格確認」のてびき

確認資料の解説、Q&A、その他被扶養者認定基準変更点等

～はじめに～

被扶養者資格確認(以下「資格確認」という。)とは、国家公務員共済組合法等に基づき、日本郵政共済組合の被扶養者として認定した方が、引き続き要件を欠いていないかを確認する大切な調査です。

「被扶養者資格確認のお知らせ」を受け取られた方は必ず[共済組合員調書]及び確認資料等を揃えて、下記提出期限までにご提出ください。

組合員の皆様にご負担いただいている掛金等を適正に使用するためにも、公平かつ厳正な確認にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、日本郵政グループ各社が実施している扶養手当監査と資格確認は、異なるものです。

概要

調査対象者

2025年9月1日現在において認定されている被扶養者を有する組合員

2025年10月31日時点で日本郵政共済組合の資格を有する方は、必ずご提出ください。

(2025年10月31日に退職、又は任意継続を脱退する方も10月31日時点では資格を有しています。)



2025年10月31日より前に資格を喪失される方は、**署名し[共済組合員調書]のみ**をご返送ください。

確認資料(所得証明書等)の提出は不要です。

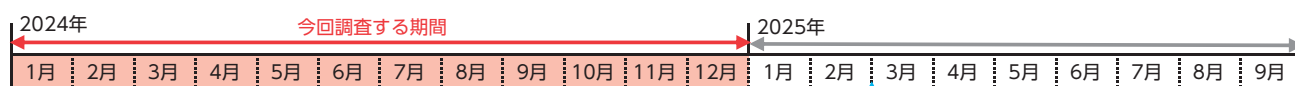
調査対象期間

2024年1月1日から同年12月31日まで

調査対象期間(2024年)中に認定された被扶養者は、認定された日から2024年12月31日までが調査対象です。

調査方法

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」改定(2025年3月1日)前の基準



「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」改定
≫詳しくは4ページへ

提出書類

- ・共済組合員調書
- ・被扶養者の収入及び生計維持の状況を確認できる証明書(確認資料)

被扶養者によって確認資料が異なります。同封の[共済組合員調書]と **手続ガイド** をご覧ください。

提出期限

2025年10月31日(金) 消印有効



書類の未提出、不備の未解消により資格確認が完了しなかった場合、以下の取扱いとなるためご承知おきください。

- ・被扶養者証(保険証)及び有効期限内の資格確認書は無効となります。
- ・「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第18条・19条に基づき、職権で被扶養者認定を取り消すことがあります。

本調査は、前年2024年中に被扶養者が認定の要件を欠いている可能性がある事実に着目して確認を行うものであり、2025年現在の認定要件を保証するものではありません。

現時点で認定取消に該当する事実がある場合、組合員は速やかに申告する義務があります。

詳しくは5ページの「被扶養者認定の基礎知識」及び[共済組合員調書]2ページの「取消要件」をご確認ください。

同封しているもの

- 1 共済組合員調書
- 2 手続ガイド
- 3 2025年度「被扶養者資格確認」実施のてびき
- 4 2024年給与等証明書_様式1
- 5 送金状況確認書_様式2
- 6 【取消用】被扶養者等申告書(1/2)
- 7 【取消用】被扶養者等申告書(2/2)
- 8 返信用封筒

共済組合員調書

共済組合員調書1ページの案内のとおり、進めてください。

(1) 勤務先・昼間連絡先TELをご記入ください。「同意事項」への署名は必須です。

2ページ

組合員番号	00000000	性別	男	生年月日	0000.00.00	勤務先	〇〇郵便局
組合員氏名	共済 太郎		昼間連絡先TEL (勤務先・携帯・自宅)	000-0000-0000			

同意事項

2024年度の扶養の状況について、本調書のとおり申告し、以下の点について同意します。

① 申告内容が事実と相違する場合は、被扶養者の認定が取り消しとなり、取消日以降に発生した医療費等を直ちに返還すること

② 資格認定事務の遂行のため、当組合が以下の事務を行う場合があること

- ・雇用されている会社等への情報提供
- ・医療保険者等向け中間サーバーを通じて特定個人情報取得と、提出された調書及び確認資料との照合

2025 年 10 月 12 日 (署名) 共済 太郎

署名がない場合、不備といたしますので必ずご記入ください。

(2) 手続ガイドを参照して 1 から各設問の該当するものに☑チェックし、○がついた書類をご提出ください。

3,4ページ

3 収入の有無及び種類を確認するため、「A ○ 所得証明書(写)」は提出必須資料です。○をつけ、ご提出ください。

A ○ 令和7年度所得証明書(写) 提出必須 4 へ

被扶養者は2024年中、収入がありましたか？<ありの場合>該当の「収入の種類」に☑チェックを入れ、手続ガイドの別表1を参照し、該当する資料番号に○をつけ、その資料をご提出ください。

4 収入あり

収入の種類	資料番号	収入の種類	資料番号
☒ B 給与収入	省略 1	☐ E その他年金	5
☐ C 事業・資産収入	2	☐ F 雇用保険等	6 / 7
☐ D 公的年金	3 / 4	☐ G その他	8 / 9

5 へ

次(下)の設問へ順に 8 あるいは 9 まで進みます。(例の場合は 5 へ進みます。)

設問 2 でいいえに☑チェックが入る方は、3 へ進みます。

A [所得証明書(写)]は必須書類です。

○をして 4 へ進みます。

手続ガイドに収入に関する確認資料を掲載しています。確認の上、該当する資料をご提出ください(例の場合は[2024年給与等証明書_様式1])。

主な確認資料 2024年中に認定された被扶養者は、認定日以降が調査対象です(8ページ 項番18参照)

在学証明書

取得先：就学先

2024年中に学生で、生年月日が2002年4月2日以降であれば、[在学証明書](2025年に卒業されている場合は[卒業証明書]等)の提出で収入と生計維持の確認資料を省略します。

在学証明書

氏名 共済 太郎

生年月日 000000

生年月日 000000

発行日 令和7年00月00日

上記の者は、〇〇〇大学に在学中であることを証明する。

令和7年度所得証明書

取得先：市区町村役場

2024年の収入の種類を確認し、提出していただく資料を把握します(源泉徴収票では代用できません)。

[在学証明書]等で収入確認を省略できる被扶養者以外は全員必須資料です。

※無収入の方は収入が無いことを確認します。

令和7年度 所得証明書

氏名 共済 太郎

生年月日 000000

所得の種類 給与収入 100,000

所得の金額 100,000

所得の税額 10,000

所得の合計 110,000

所得の平均 11,000

所得の標準 11,000

所得の偏差 0

所得の順位 1

所得の割合 100%

所得の平均 11,000

所得の標準 11,000

所得の偏差 0

所得の順位 1

所得の割合 100%

令和7年00月00日

2024年給与等証明書_様式1

取得先：同封

2024年に給与収入があった方に提出していただきます。勤務先に記入をご依頼ください。

[給与等証明書]の提出を省略できる場合があります(詳しくはてびき4ページ参照)。

2024年 給与等証明書

氏名 共済 太郎

生年月日 000000

給与の種類 給与収入 100,000

給与の金額 100,000

給与の税額 10,000

給与の合計 110,000

給与の平均 11,000

給与の標準 11,000

給与の偏差 0

給与の順位 1

給与の割合 100%

給与の平均 11,000

給与の標準 11,000

給与の偏差 0

給与の順位 1

給与の割合 100%

年金振込通知書

取得先：お手元、年金支払元

遺族年金・障害年金を受給している場合は、2024年6月に発行された通知書(写)をご提出ください。

※その他個人年金等を受給されている方は、2024年の年金支払額を確認できる資料をご提出ください。

年金振込通知書

氏名 共済 太郎

生年月日 000000

年金の種類 遺族年金 100,000

年金の金額 100,000

年金の税額 10,000

年金の合計 110,000

年金の平均 11,000

年金の標準 11,000

年金の偏差 0

年金の順位 1

年金の割合 100%

年金の平均 11,000

年金の標準 11,000

年金の偏差 0

年金の順位 1

年金の割合 100%

令和6年分確定申告書

取得先：お手元、税務署

自営業収入、株、不動産収入等があった方の収入金額を確認します。
[収支内訳書]、[青色申告書]を含む全ての資料をご提出ください。

※共済組合で経費とするものについて、「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」の一部を改定していますが、改定前の認定基準に基づいて調査します(詳しくはてびき4ページ参照)。

住民票

取得先：市区町村役場

組合員と2024年中は同居していた、あるいは一部期間のみ別居していた場合に提出が必要です。

- ・3か月以内に取得されたもの
- ・続柄の記載があるもの
- ・マイナンバー・本籍が省略されたもの
- ・世帯全員の記載があるもの

送金状況確認書_様式2 及び 送金の証明書類

取得先： 同封
お手元

別居している調査対象者の生計を組合員が維持しているか確認します。
組合員と2024年中に別居していた期間がある場合、[送金状況確認書_様式2]に調査対象者への送金について記入し、**送金が確認できる資料***と併せてご提出ください。

※①送金者 ②送金先 ③送金日 ④送金額 が確認できる資料通帳(写)、利用明細票(写)、通帳レス等の場合はスクリーンショットを印刷したもの 等

※通帳(写)は、送金者と金額を確認しますので、表紙と金額面ともにコピーしてください。

送付について

記入済みの共済組合員調書と確認資料を同封の返信用封筒でご送付ください。

共済組合員調書

全員提出!

確認資料

所得証明書、住民票 等



返信用封筒

※同封しています。



送付先 〒163-8791 日本郵便株式会社 新宿郵便局 郵便私書箱第346号
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当(資格確認) あて

2025年10月31日(金)
消印有効

被扶養者の要件を欠いていることが判明した場合

- ①[共済組合員調書]は、署名及び設問1へ回答(「はい」へチェック)の上、上記のとおりご返送ください。(確認資料は不要)
- ②別便で[取消用]被扶養者等申告書を要件を欠いた日が確認できる資料とあわせて下記のとおりご送付ください。

- ◆【取消用】被扶養者等申告書(1/2)
- ◆【取消用】被扶養者等申告書(2/2)

確認資料

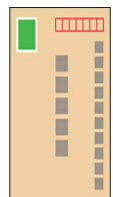
- ◆被扶養者証(保険証)等
- ◆有効期限内の資格確認書

封筒

※ご自身で
ご用意ください。



送付先注意



送付先 〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当 あて

**被扶養者の要件を欠いていることが
判明次第、速やかに提出**

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」の改定について

被扶養者の認定及び認定取消の基準となる認定対象者の年間収入を算定する際の必要経費について、より分かりやすい取扱いに改善するため、2025年3月1日付で「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」を一部改定しました。

なお、資格確認の調査対象期間は前年(2024年)のため、**今年度の資格確認は改定前の認定基準を適用**します。

詳しくは共済組合ホームページをご覧ください。



改定に伴う主な変更事項

今年度適用

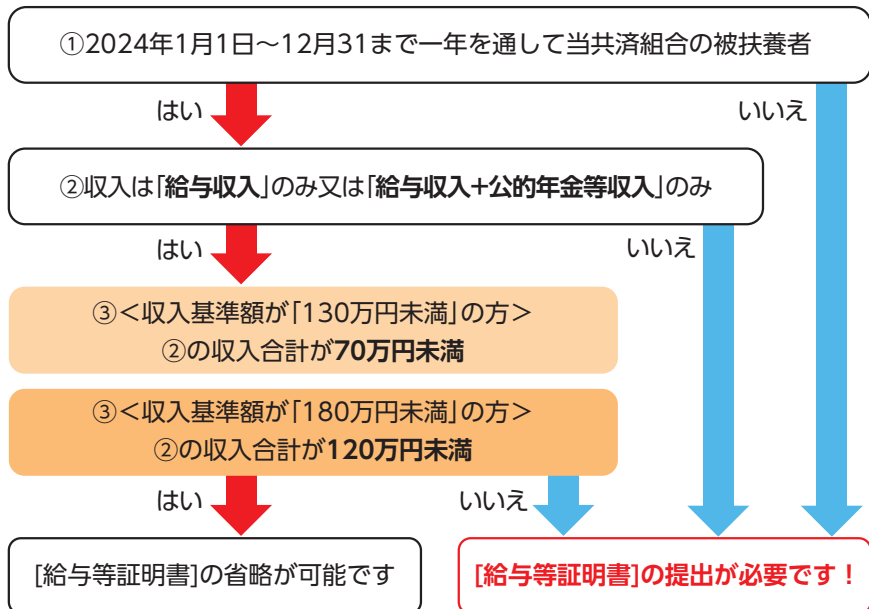
収支内訳書種別	項目(改定前) ＜共済組合が定める必要経費＞	項目(改定後) ＜所得税法第37条で定められた必要経費＞(※1)
一般用	売上原価 給料賃金 地代家賃(※2)	売上原価、給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料、租税公課、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、雑費 等
農業所得用	雇人費 小作料・貸借料 種苗費 肥料費	雇人費、小作料・賃借料、減価償却費、貸倒金、利子割引料、租税公課、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具日、農業衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料費、農業共済掛金、荷造運賃手数料、土地改良費、雑費 等
不動産所得用	給料賃金 地代家賃(※2)	給料賃金、減価償却費、貸倒金、地代家賃、借入金利子、租税公課、損害保険料、修繕費、雑費 等

※1 原則、専従者控除の額は経費として認められません。

※2 自宅と事業所が異なる場合のみ

[給与等証明書 様式1]を省略できる場合

下記のチャートで省略の可否についてご確認ください。



②「公的年金等」について

公的年金等とは、「老齢年金」「障害年金」「遺族年金」「退職共済」「企業年金」のことを指します。

個人型確定拠出年金(iDeCo)等の私的年金(企業年金を除く)や非課税の年金生活者支援給付金等を受給している場合、**[給与等証明書]は省略できません。**

※収入基準額については、5ページ「[主として組合員の収入によって生計を維持]されているとは」の②を参照してください。

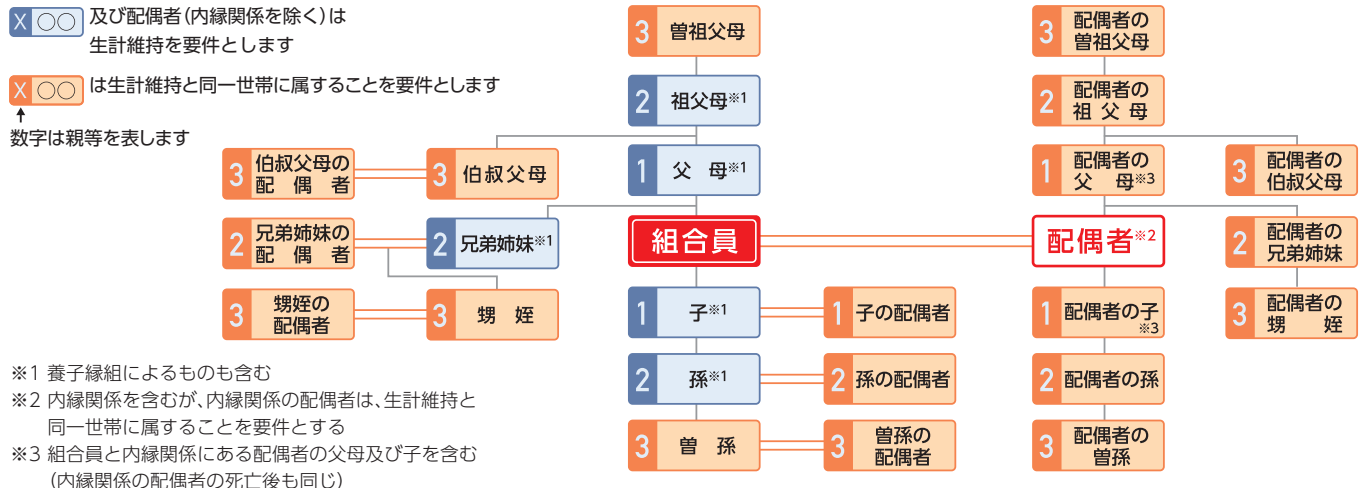
【個人情報の取扱いについて】

- ・日本郵政共済組合へ提出いただいた個人情報は、被扶養者の認定、認定取消及び資格確認並びにこれら手続きに関する未提出者の情報を組合員が雇用されている会社等(国家公務員共済組合法に定めのある会社等に限る。以下「会社等」という。)へ提供する場合等、その目的達成に必要な範囲で利用します。
- ・未提出者の情報は、上記目的達成に必要な範囲内で会社等へ書類の送付もしくは電子的又は電磁的な方法等により提供します。組合員から日本郵政共済組合に対して、上記情報の提供を停止する申出があった場合、情報の提供を停止します。その場合、組合員から情報提供停止の申出を受ける前に会社等に提供された情報は、以後も会社等に利用することがありますので、あらかじめご了承ください。当該情報に関しては会社等において、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に十分留意したうえで厳正に管理します。

被扶養者認定の基礎知識

被扶養者とは

「主として組合員の収入によって生計を維持」しており、共済組合が被扶養者として認定した方です。続柄によっては同一世帯に属する必要があります。被扶養者の範囲は下図の三親等内の親族です(国家公務員共済組合法等で定められ、会社の扶養手当の対象や税法上の扶養親族とは異なります)。



被扶養者として認められない人

- 共済組合の組合員 ● 健康保険の被保険者(任意継続組合員を含む)
- 健康保険法第3条第2項に規定する被保険者
- 後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の者及び65歳～74歳で障害認定を受けた人で希望する者)
- 船員保険の被保険者

「主として組合員の収入によって生計を維持」されているとは

次の①②③のすべてを満たしていることが判断目安となります(今回の資格確認では2024年中を確認します)。

① 組合員による生計維持

- 組合員と同一世帯に属している場合(同居)
被扶養者の年間収入が組合員の年間収入の2分の1未満
- 組合員と同一世帯に属していない場合(別居) ※同一世帯に属することを要件とする被扶養者を除きます。
被扶養者の毎月の収入額より多い額の口座間送金が必要です。
※資格確認時の調査では、以下①～③を確認します。
①毎月の送金の証跡 ②送金額 ③振込人が組合員本人名義でありかつ受取人が対象被扶養者であること

② 被扶養者の収入が基準額未満であること

60歳未満	年収130万円 (月額108,334円)
60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者	年収180万円 (月額150,000円)

収入とは、退職手当等の一時的なものを除き、給与収入(通勤手当等各種手当、賞与を含む)、事業収入、年金、失業給付、傷病手当金、株の運用収入、利子収入を含むあらゆるものを指します。
また、複数の収入がある場合は合算します。

③ 組合員の収入が扶養義務者の収入より上回っていること

扶養義務者とは、「扶養義務者となりえる者」のうち、被扶養者を組合員と共に扶養するべき者をいいます。

ただし、扶養義務者となりえる者が組合員の被扶養者の場合には、扶養義務者には該当しません。

また、共同扶養よりも夫婦間の相互扶助義務が優先されます。

例えば、子や兄弟姉妹を扶養していて、その子や兄弟姉妹が結婚した場合、被扶養者の認定が取り消されることがあります。

被扶養者の続柄	主な扶養義務者となりえる者
子	組合員の配偶者
父又は母	父又は母の配偶者、父又は母と同居している組合員の配偶者 組合員の兄弟姉妹
祖父又は祖母	祖父又は祖母の配偶者、組合員の父・母・兄弟姉妹・配偶者
義父又は義母	義父又は義母の配偶者、組合員の配偶者とその兄弟姉妹
孫	孫の父母、組合員の配偶者

資格確認に関するQ&A

項番	項目	質 疑	回 答	提出資料
1	扶養手当	[共済組合員調書]の扶養手当受給欄が「無」になっているが、扶養手当をもらっている。 [所得証明書]等の確認資料の提出は不要か。	2024年中に扶養手当の対象となっていたことを客観的に確認できる資料を提出すれば、[所得証明書]等の確認資料の提出は不要です。 [共済組合員調書]の扶養手当受給欄を「有」に訂正してご提出ください。	どちらか1つをご提出ください。 ・扶養手当認定簿(写) ・所属会社(給与担当者)が当該事実を証明したもの
2	所得証明書	[所得証明書]の代わりに[源泉徴収票]や[市民税決定通知書]でもよいか。	それらの資料は、一部の記載項目が省略されているため、代替資料とすることはできません。 所得控除前の収入の有無と種類を確認するために必要ですので、[所得証明書](又は[課税証明書])をご提出ください。	・令和7年度 所得証明書(写) ※発行された証明書の内容が、「*」(アスタリスク)で表記されていても問題ございません。
3	所得証明書	●収入がない(少ない)ため[所得証明書]を出せないと言われた。 ●事業収入があるが、少額なため、申告不要と言われた。 [確定申告書]も提出できない。	収入がない(少ない)場合でも、そのことがわかる資料を発行してもらうよう、市区町村役場でご相談ください。	・発行された資料余白へ下記を記入し、ご提出ください。 ①所得証明書等を提出できない理由 ②日付(記入日) ③組合員番号及び組合員氏名
4	給与等証明書	被扶養者が既に勤務先を退職したため、[給与等証明書]が提出できない。	通勤費等の非課税給与も含めた収入や雇用条件等を把握するために必要な資料です。 支払元が存在していないという止むを得ない事情を除き、被扶養者の勤務先に依頼の上、必ずご提出ください。	・2024年 給与等証明書_様式1 ・会社の倒産等で支払元が存在しない場合には、代替資料として下記の資料をご提出ください。 「給与収入及び雇用条件等に関する申立書」(共済組合ホームページに掲載)
5	給与等証明書	妻には給与収入が年間65万円と、ほかに不動産収入が年間60万円あるが、[給与等証明書]の提出は必要か。	必要です。[給与等証明書_様式1]を省略できる条件に「収入は給与収入及び公的年金のみ」が含まれるため、それ以外の収入がある場合は、70万円(120万円)未満であっても提出が必要です。[給与等証明書]の省略について、詳細は4ページをご参照ください。	・2024年 給与等証明書_様式1 ・給与収入以外の収入に関する確認資料
6	年金	2024年の[年金振込通知書]を紛失してしまった。	年金の支払元(日本年金機構、共済組合、厚生年金基金 等)に再発行を依頼してください。 再発行に時間がかかる場合は、「提出資料」欄の資料を代替資料とすることができます。	<代替資料> ・公的年金等源泉徴収票(写) 又は、以下①～④全てを提出 ①年金証書(写) ②2024年中の年金振込が確認できる通帳(写) ③2025年の年金振込通知書(写) ④「確認資料の提出に関する申立書」(共済組合ホームページに掲載)
7	送金額	別居している子は収入がないが、いくら送金すればよいか。	別居している被扶養者が生活(生計維持)できる金額を送金してください。 被扶養者が収入を得るようになった場合は、その収入額より多い額の送金を行ってください。	・送金状況確認書_様式2 ・送金が確認できる資料

項番	項目	質 疑	回 答	提出資料
8	送金方法	子と別居しているが近くにいるため、生活費は手渡しをしている。	送金の証跡を残す必要があるため手渡しは認められません。 送金方法は口座間送金に限ります。 [送金状況確認書_様式2]に、生活費を手渡ししている状況を詳細に記入し、[共済組合員調書]とともにご提出ください。状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。	・送金状況確認書_様式2
9	送金方法	扶養している家族(配偶者と子供)と別居している。生活費は、配偶者へまとめて送金しているが、配偶者と子供それぞれの口座への送金が必要か。	被扶養者それぞれの口座へ送金が必要です。 ただし、扶養している家族同士が同居している場合は、一人の口座へまとめて送金しても差し支えありません。	・送金状況確認書_様式2 ・送金が確認できる資料
10	単身赴任	単身赴任をしている。送金を要さない特例として、単身赴任手当の支給実績がわかる[給与明細書]は、直近のよいのか。	2024年中に手当が支給されたすべての月の[給与明細書]をご提出ください。 ※手当が確認できない場合は、「別居」として、審査を行います。	・給与明細書(写) 2024年中に単身赴任手当が支給されていたすべての月分
11	世帯分離	両親を扶養していて、同居し生活を共にしているが、[住民票]上は世帯分離をしている。何を提出すればよいのか。	それぞれの世帯における[住民票]の住所が枝番まで同一であれば、同居とみなします。	・それぞれの世帯における世帯全員の住民票(写)※マイナンバーと本籍の記載がないもの ・生計同一に関する申立書(共済組合ホームページに掲載)
12	学生	2024年中は学生だったが、[在学証明書]を提出すればよいのか(2025年に卒業された方は項番13参照)。	「学校教育法第1条」に規定されている学校※及び修業期間が1年以上の専修学校、専門学校であれば、[在学証明書(写)]をご提出ください。 ※高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校(一部抜粋) ※夜間部や通信制は「学校教育法第4条」に規定されているため在学証明書は認められません。	・在学証明書(写)
13	学生	子どもが今年3月に高校を卒業し、4月に大学へ進学した。現在通っている大学で[在学証明書]を取得すればよいのか。	2024年中在学していたことを確認しますので、2025年3月に高校を卒業したことがわかる資料をご提出ください。	どちらか1つをご提出ください。 ・卒業証明書(写) ・卒業証書(写)
14	学生	2024年中は在学していたが、今は休学(または退学)しているため、[在学証明書]を取得できない。何を提出すればよいのか。	2024年中在学していたことを確認できるようでしたら、休学(退学)証明書等をご提出ください。 2024年中在学していたことを確認できない場合は収入及び居住状況の確認を行いますので、[共済組合員調書]の設問2の「□いいえ」にチェックし、設問3へ進んでください。	<在学を確認できる場合> ・休学(退学)証明書 <在学を確認できない場合> ・収入及び居住状況の確認資料
15	国内居住要件	海外に留学している子に配偶者が同行している。認定取消をしなければならないのか。	国外に留学する学生は、「国内居住要件の例外」に該当します。また配偶者はその帯同者となり、どちらも認定取消の必要はありません。	—

項番	項目	質 疑	回 答	提出資料
16	海外居住	被扶養者は2024年中は海外にいたので[所得証明書](又は[課税証明書])が交付されない。何を提出すればよいか。	[提出資料]欄の①～④の資料とそれを和訳したものをご提出ください。	①確認資料の提出に関する申立書 ②海外に居住していた期間が確認できる資料(留学の場合は留学先の在学証明でも可) ③送金状況確認書_様式2 及び 送金を確認できる資料 ④収入が確認できる資料(収入がある場合)
17	調査対象期間認定	2024年途中に認定された被扶養者の[所得証明書]に、認定日以前の収入が記載されている。	2024年途中に認定された場合、認定日以降の状況がわかるものをご提出ください。	令和7年度 所得証明書(写)の余白へ下記を記入し、ご提出ください。 ①認定日以降の月額収入等 ②申立日 ③組合員番号及び組合員氏名
18	提出期限	10月31日(金)提出期限までに資料のすべてを揃えて提出することができない。	提出期限までにすべてを揃えることができない場合は、[共済組合員調書]の通信欄に[提出資料]欄の①～③を記入の上、[共済組合員調書]と揃っている確認資料を提出期限までにご提出ください。 ※追送される確認資料には、組合員番号及び組合員氏名を記入したメモ等を併せてご提出ください。	・共済組合員調書 ①提出が遅れる確認資料名 ②提出が遅れる理由 ③提出予定月日
19	年収の壁・支援強化パッケージ	繁忙による労働時間の増加で、給与収入が130万円を超えてしまった。認定取消をしなければならないのか。	人手不足等やむを得ない事情により、一時的に収入が増加した場合は事業主の証明を提出いただくことで、連続2回(2年)まで被扶養者として認定します。	・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る申立書 兼 証明書
20	新型コロナワクチン	新型コロナワクチン接種業務に携わっていた。何を提出すればよいか。	ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)から発行(証明)を受け、ご提出ください。(共済組合ホームページからダウンロードできます)。 なお、適用できるのは2024年3月分までです。	・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書
21	認定取消手続き	被扶養者は先日就職したため、認定取消の手続きを行う予定。資格確認の確認資料を提出する必要があるか。	必要です。[共済組合員調書]の設問1の「□はい」にチェックし、「【取消用】被扶養者等申告書(1/2及び2/2)送付(予定)日」を記入、2ページ目に署名の上、同封の返信用封筒でご提出ください。 なお、認定取消の手続きは忘れずに行ってください(3ページ参照)。	・共済組合員調書

「被扶養者資格確認のお知らせ」送付(9月下旬)以降、共済組合コールセンターへお問い合わせが集中し、繋がりにくくなる場合があります。共済組合ホームページで詳しく解説していますので、まずはご覧ください。

共済組合ホームページ

郵政共済 被扶養者資格確認



共済組合コールセンター

TEL 0120-97-8484

(通話料無料)土日祝日を除く 9:00~18:00